

熊ト協発第202号
令和2年10月14日

会 員 各 位

公益社団法人熊本県トラック協会
会 長 住永 豊武
(公印省略)

「令和2年7月豪雨」被害に伴う見舞金等の配分について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の「令和2年7月豪雨」は、熊本県内の広範な地域において、多くの人命や家屋、車両への被害のほか、ライフライン、地域の産業にも甚大な被害をもたらしました。

このため、(公社)熊本県トラック協会では、被災直後の7月4日から熊本県等との緊急物資輸送協定に基づき、会員の皆様のご協力をいただきながら緊急物資輸送を行い、被災された県民の皆様に全国からの支援物資をお届けすることができました。

このような中、被災された会員事業者の皆様の復旧・復興支援のため、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会（栃木県、愛媛県、福岡県）、熊本県自動車標板協会からの「義援金」及び当協会会員事業者、その役職員、家族、協会職員などからの「ワンコイン募金」など多くのご支援が寄せられております。

この義援金等につきましては、去る10月5日（月）開催の第3回臨時理事会において、その配分方針が決定され、被災された会員事業者の皆様や従業員の方に対する見舞金としてすべて配分することが決議されました。

また、見舞金とは別に、当協会及び当協会青年部会主催による被災地復興支援に人的労力を提供していただいた方々に対する報奨（勤労・努力に報いる）として報奨金の支給も併せて決議されております。

つきましては、見舞金及び報奨金の配分について、別添『「令和2年7月豪雨」災害に係る見舞金等の申請要領等について』のとおり取扱うこととしますので、該当する会員事業者の皆様は、必要書類等をご準備のうえ協会事務局に、10月30日（金）までに、ご提出いただきますようご案内申し上げます。

なお、当協会では、全3回に亘り「令和2年7月豪雨」災害の被害調査を実施しておりますが、見舞金配分の対象は、これら被害調査による被害の報告を9月30日(水)までに行った事業者の方とさせていただきます。

別添

「令和2年7月豪雨」災害に係る見舞金等の申請要領等について

1 予算額 ¥4,731千円

- (1) 義援金等 4,331千円
 - ・全ト協などからの義援金 3,100千円
 - ・ワンコイン募金 1,231千円
- (2) 熊ト協補正予算 400千円

2 配分方針

配分は、次の区分により行います。

- (1) 被災会員事業者及び被災従業員への見舞金 4,331千円
- (2) 被災地災害復興支援活動により人的労力で貢献された方 400千円

3 見舞金の配分

(1) 申請

見舞金の申請は、別紙1「「令和2年7月豪雨」災害に係る見舞金交付申請書」(以下「見舞金申請書」という。)に必要書類を添付して提出するものとします。

(2) 配分区分

見舞金の配分は、「令和2年7月豪雨」で物的被害のあった事業者(被害の報告を9月30日までにに行った者)とし、基本見舞金に事務所、車両、従業員所有住居被害のそれぞれの区分の一定額を加算(事務所の軒数、車両の台数、従業員被害者数の何れも問わず、有無で加算)して配分するものとします。

なお、複数事業所被害の場合は、事業者単位で配分となりますので予めご了承ください。

ア 基本見舞金

イ 事務所被害見舞金

ウ 車両被害見舞金(車両被害は何れかで区分)

⑦ 全損被害有

① 一部損壊のみ

エ 従業員住居被害見舞金

オ その他物的被害見舞金(基本見舞金に含有)

(3) 必要書類(添付書類)

ア 事務所(建物)被害の場合

⑦ 罹災(被災)証明書(コピー可) 一通

① ⑦がない場合は、別紙2「申立書」及び事実が確認できる書類など

イ 車両被害の場合(複数台被害の場合、損害の大きい車両1台分)

所有権(リース車両を含む。)を有する車両とし、レンタル車両等は含めないものとします。

㉞ 被災証明書又は抹消登録証明書（コピー可） 一通

㉟ ㉞がない場合は別紙2「申立書」及び事実が確認できる書類など
ウ 従業員住居被害の場合(複数人被害の場合、任意の1軒分)

従業員被害は、従業員の所有する住宅の浸水被害に限るものとします。

㊱ 罹災証明書（コピー可） 一通

エ その他物的被害の場合

㊲ 別紙2「申立書」及び事実が確認できる書類など

4 災害復興支援活動により人的労力で貢献した方への報奨金の支給

当協会及び当協会青年部会主催による被災地復興支援活動が、メディア等で複数報道され、(公社)熊本県トラック協会の地位向上に貢献したという報奨的(勤労・努力に報いる)意味で、支給することから、

7月23日(木・祝日)及び8月6日(木)

の両日又はいずれかの日に活動された方を対象とします。

(1) 申請

報奨金の申請は、別紙3「報奨金交付申請書」(以下「報奨金申請書」という。)に必要書類を添付して提出するものとします。

(2) 支給額

一人一日当たり、2千円

5 申請期限

各申請ともに、令和2年10月30日(金)までとします。

6 申請方法

各申請書の提出は、熊ト協に郵送若しくは持参の方法によるものとします。

なお、見舞金配分額は、配分区分ごとに加算し、算出しますので、添付書類は区分ごとにお願ひします。

7 見舞金等の支払い

(1) 申請書を受領後、添付書類等の確認を行い、今後の理事会での審議・承認を得た上で、口座振込の方法により行います。

なお、従業員被害で加算のあった事業者の方は、被災された従業員の方へのご配慮をお願いします。

(2) また、災害復興支援活動により人的労力で貢献した方への報奨金は、上記同様の手続きの後、各事業者単位に口座振込しますので、各参加者への配分をお願いします。

8 その他

本件に関し不明な点がございましたら、熊ト協業務支援課(井上、田尻、山崎)までお問い合わせいただきますようお願いいたします。(TEL096-369-3968)